

第八條 黨大會、議長及副議長は大會に於て之を選舉す。

第九條 黨大會、代議員は地方支部聯合會及加入団体より選出す。右選出比率は別表の定むる如し。

第十條 黨大會、代議員二分の一以上出席するに非ざれば議決することを得ず。

第十一條 黨大會、議事は出席代議員の過半数を以て決す。可否同数ある時は議長、決す。如し依る。

第十二條 黨大會は中央執行委員長一名、中央執行委員若干名を選出す。

第十三條 中央執行委員會は黨の最高執行機關として中央執行委員長、書記長、會計中央執行委員を以て構成し、黨大會に對して責任を負ふ。

ものとする。

第十四條 中央執行委員會は書記長及會計各一名を選出す。

第十五條 中央執行委員會は必要に應じて組織、宣傳、教育、出版、調査、救援、産業、國際、財政、青年、婦人、機關紙編輯、議會対策等、部門を設くることを得、右部門には部長一名、部員若干名を置き、中央執行委員會之を任免す。

### 第五章 黨本部役員

第十六條 黨本部に左の役員を置く

一、中央執行委員長

二、書記長

三、會計

四、部長若干名

第十七條 中央執行委員長は黨を代表し、黨務を統轄す。

第十八條 書記長は中央執行委員長を補佐し、黨務を処理す。

第十九條 會計は黨の會計事務を処理す。

第二十條 各部長は當該部門の活動を統轄す。

### 第六章 地方支部

#### 第一節 支部聯合會

第二條 府縣支部聯合會は同一府縣内に於ける支部を以て組織し、左の機關

を設くるものとする。

一、大會

二、執行機關